



2020年4月20日

各 位

会社名 株式会社 G S I クレオス
代表者名 代表取締役社長 吉永 直明
(コード番号 : 8101 東証第一部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 小野 国広
(TEL. 03-5211-1802)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2020年4月20日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第90期定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社では、従来からコーポレートガバナンス体制の充実を経営上の重要な課題と捉えて体制の強化に努めており、2016年には執行役員制度を導入するとともに、監査等委員会設置会社へ移行するなど、G S I クレオスグループの企業価値の向上を図るため、取締役会の監督機能をより一層強化することで、経営の更なる健全性・透明性の向上に取り組んでおります。

今般、執行役員の位置付けを明確化するとともに、業務執行の最高責任者である社長について、取締役ではなく、執行役員としての役位であることを明確にするため、執行役員に関する規定を改定するとともに、株主総会および取締役会の招集権者および議長に関する規定、会社業務の執行に関する規定を一部変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月24日(予定)



<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会 第13条 (招集権者および議長) 法令に特に定められた場合のほか、<u>取締役社長</u>は取締役会の決議に基づいて株主総会を招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第14条～第20条 <条文省略></p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u> 第21条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議をもって会社を代表する代表取締役若干名を選定する。 <u>2. 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第22条 (会社業務の執行) <u>取締役社長</u>は、取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。 2. <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役</u>は、<u>取締役社長</u>を補佐し、<u>取締役社長</u>に事故のあるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により、その職務を行う。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 法令に特に定められた場合のほか、<u>取締役会長</u>は取締役会を招集し、その議長となる。<u>取締役会長</u>が欠員のとき、または<u>取締役会長</u>に事故のあるときは<u>取締役社長</u>がこれに代り、<u>取締役社長</u>に事故のあるときは、取締役会の</p>	<p>第1条～第12条 <現行通り></p> <p>第3章 株主総会 第13条 (招集権者および議長) 法令に特に定められた場合のほか、<u>取締役社長執行役員</u>は取締役会の決議に基づいて株主総会を招集し、その議長となる。<u>取締役社長執行役員</u>に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第14条～第20条 <現行通り></p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u> 第21条 (代表取締役) 取締役会は、その決議をもって会社を代表する代表取締役若干名を選定する。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第22条 (<u>執行役員</u>) <u>取締役会は、その決議をもって執行役員を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議をもって会長執行役員、社長執行役員各1名を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u> 3. <u>執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会の定める執行役員規程による。</u></p> <p>第23条 (会社業務の執行) <u>社長執行役員</u>は、取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。 2. <u>その他の役付執行役員</u>は、<u>社長執行役員</u>を補佐し、<u>社長執行役員</u>に事故のあるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により、その職務を行う。</p> <p>第24条 (取締役会の招集権者および議長) 法令に特に定められた場合のほか、<u>取締役会長執行役員</u>は取締役会を招集し、その議長となる。<u>取締役会長執行役員</u>が欠員のとき、または<u>取締役会長執行役員</u>に事故のあるときは<u>取締役社長執行役員</u>がこれに代り、<u>取締役</u></p>



<p>決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 24 条～第 40 条 <条文省略></p>	<p><u>社長執行役員</u>に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 25 条～第 41 条 <現行通り></p>
---	---

以 上